

仕 様 書

1 業務名

20～30代女性に向けた移住ハンドブック制作業務

2 目的

本県では、進学・就職をきっかけとした「若年層」、とりわけ「女性」の転出超過が顕著であり、人口減少に伴う労働力不足が喫緊の課題となる中、若年女性に焦点を当てた社会減対策が急務となっている。そこで、「女性ファッション誌」を手掛ける出版社と連携し、訴求力の高い移住ハンドブックを通じた情報発信により、「20～30代の女性」にとって魅力的な「とくしま暮らし」をイメージしてもらうことで、本県への興味・関心を喚起し、移住交流や関係人口の創出・拡大に繋げる。

3 業務内容

「女性ファッション誌」ならではの手法を取り入れた移住ハンドブックを制作し、効果的に発信すること。

(1) 制作の条件

- ①ターゲット層は、20～30代の都市部で暮らす「女性」とすること。
- ②ターゲット層に人気の「女性ファッション誌」を手掛ける制作スタッフ（モデル、カメラマン、スタイリスト、ライターなど）が業務に携わること。
- ③冊子版及びweb版の2種類を制作すること。

(2) 冊子版

- ① 移住ハンドブックの名称を提案すること。
- ② 都市部で暮らす20～30代の女性（未婚者・既婚者・子育て中等を問わない）が、徳島へ移住後の「暮らし方」や、起業も含めた「働き方」等がイメージできる内容とすること。加えて、徳島と継続的に多様な関わりを持つことについて、興味・関心を喚起する内容とすること。
- ③ 徳島県内の3圏域（東部・南部・西部）のそれぞれの自然環境や文化、食などの魅力が伝わる内容とすること。
- ④ 表紙は、「女性ファッション誌」と類似のデザインとし、都市部の女性が手に取りやすく、興味を引くものとする。
- ⑤ 人気モデルを起用し、徳島県内の3圏域で撮影を行うこと。人気モデルとは、「女性ファッション誌」で毎回活躍している知名度のあるモデル等のことをいい、人気モデル候補者についても提案内容に含めること。
- ⑥ モデルが着用する「衣装」や撮影に使用する「小物」は、藍染をはじめとした徳島県産品を可能な範囲で取り入れるものとし、徳島県内で調達すること。
- ⑦ 徳島で働くうえでロールモデルとなる移住者及び起業家等を紹介すること。

なお、紹介するロールモデルは、委託者と協議のうえ決定すること。

- ⑧ 納品後1年以上は、委託者が当該冊子を頒布できるよう、著作権その他の権利について、関係者と交渉・調整を行うこと。
- ⑨ 徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」
(<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/>) のQRコードを掲載すること。
- ⑩ SNS等で広報するため、出演モデルからのコメント記事を掲載すること。
- ⑪ 品質規格及び部数
サイズ : 適切なサイズを提案し、委託者と協議のうえ決定すること
ページ数 : 20ページ程度
色 : フルカラー
紙質及び製本 : 「女性ファッション誌」と同等のものとし、委託者と協議のうえ決定すること
印刷部数 : 1,000部
- ⑫ 納期及び納品場所
納期 : 委託期間の範囲内で委託者と協議のうえ納品すること
納品場所 : 次の3か所に指定の部数で納品すること
 - (ア) 徳島県生活環境部労働政策課移住交流室 : 800部
 - (イ) 住んでみんなで徳島で！移住相談センター(東京窓口) : 100部
 - (ウ) とくしま移住相談センターin関西 : 100部
- ⑬ すべてのページを1つのpdfファイルに集約し納品すること。

(3) web版

① 掲載内容

原則冊子版と同様の内容とし、下記②については、可能な範囲で行うものとする。

- ② (1) ②の制作スタッフが手掛ける「女性ファッション誌」のオンライン媒体に1ヶ月以上掲載すること。また、掲載後1ヶ月時点での閲覧数の分析結果を報告すること。
- ③ 徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」
(<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/>) に掲載するため、作業に必要なコンテンツのデータ一式を要望にあわせて提供すること。なお、納品後1年以上は掲載できるよう、著作権その他の権利について、関係者と交渉・調整を行うこと。

(4) 広告掲載

- (1) ②の制作スタッフが手掛ける「女性ファッション誌」に(2)及び(3)に関する広告を作成し、掲載すること。
規格 : フルカラー、1ページ
回数 : 1回

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 成果物

- (1) 冊子版
 - 3 (2) ⑪及び⑬のとおり
- (2) web版
 - web版制作で取得・作成した電子データ
- (3) 広告掲載
 - 広告が掲載された「女性ファッション誌」10部

6 報告書

委託業務が完了したときは、令和7年3月31日までに報告書を提出すること。
なお、報告書は紙媒体及び電子データ(pdf)にて提出すること。

7 留意事項

- (1) 取得した個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し「個人情報の保護に関する法律」を初めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報特記事項」を遵守のうえ、適正に管理し取り扱うこと。
- (2) 業務内容等については、委託者と十分協議しながら事業を遂行すること。
- (3) 本委託業務において制作された成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及びその他一切の権利は、3(3)②を除き、徳島県に帰属するものとする。ただし、成果物の素材（画像データ）の取り扱いについては、委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。
- (4) 成果物の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（ホームページの掲載等）できるものとする。
- (6) 成果物に係る著作権その他一切の権利について、必要となる手続き及び使用料の負担等は、受託者がすべての処理を行うこと。
- (7) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。
- (8) 本委託業務において知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ決定すること。